

青森県立三沢商業高等学校

いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけ、健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に係わる重大な問題であり、決して許される行為ではない。「いじめ」という子どもっぽい言葉で表現されているが、実際の行為は、強要・強迫・暴行・傷害・傷害致死・殺人等に当たり、歴とした刑法犯罪である。したがって、いじめられている生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめやそれをはやし立てたり傍観している生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。

いじめを防止するためには、本校全教職員が、いじめは本校でも、どの生徒にも起こる可能性があることを認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応することが大切であり、早期発見・早期対応に向けた取り組みを、組織的かつ計画的に推進していかなければならない。

また、いじめの根本的な解決のためには、未然防止の観点に立った取り組みを充実させることも不可欠である。生命や人権の尊重をはじめ、倫理観の確立、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、生徒一人一人の豊かな人間性を育む様々な活動を通して、いじめを許さない、いじめを生まない風土づくりに努めることが重要である。

そこで本校では、いじめ防止対策推進法第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「青森県立三沢商業高校いじめ防止基本方針」（以下「三商いじめ防止基本方針」という）を策定する。

三商いじめ防止基本方針では、いじめの防止等の取り組みを学校全体で円滑に進めていくことを目指し、本校のすべての生徒の健全育成及びいじめのない三沢商業高校の実現を方針の柱としている。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法の第2条において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(2) 具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれにされる、集団による無視をされる
- ・ぶつかられる、(遊ぶふりをして)叩かれる、蹴られる
- ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいことをされる(させられる)、危険なことをされる(させられる)
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 未然防止

“居場所づくり”と“絆づくり”をキーワードに、生徒の自尊感情と自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに取り組む。

(1) 学習指導の充実

一人一人に配慮し、全ての生徒が参加できる「わかる授業」を展開し、自信を持たせる。

(2) ホームルーム活動の充実

ホームルームで、生徒一人一人に役割を与え、存在意義を認識させる。また、様々な活動を利用し、生命の大切さや他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の倫理観や道徳性を身に付けさせる。

(3) 学校行事・部活動の充実

学校行事、部活動での先輩・後輩の関わりなどの異年齢交流により協調性を育む。また、生徒会活動を通じて生徒の自尊感情と自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに取り組むとともに、生徒会活動にいじめ防止活動を入れ充実を図る。

(4) ボランティア活動の充実

ボランティア活動への参加により自主性を育み、奉仕する喜びを体感させる。

(5) 教育相談の充実

教育相談の実施に当たっては、医療機関などの専門機関との連携を図る。そのほか、定期的に全校一斉面談を実施し、生徒の心に耳を傾ける。

(6) 人権教育の充実

講演会を開催し、生命や人権尊重の意識の高揚を図る。

(7) 情報教育の充実

携帯電話・スマートフォン等の使用や、ネット上でのトラブルについて、講演会を開き、犯罪やトラブルにかかわらないようにする。

(8) 保護者・地域との連携強化

P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設けたり、学校評議員を活用するなど、「三商いじめ防止基本方

針」を共有・徹底し、連携の強化を図る。

(9) 学校いじめ防止プログラム

年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。 **別紙 1**

4 早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生することが多く、潜在化しやすい。日頃から、教職員は生徒との信頼関係の構築を心懸け、学校・家庭・関係機関が連携して実態把握に努めなければならない。

(1) 情報収集

- ・いじめアンケート
- ・個人面談
- ・教育相談

(2) 生徒の行動注視

- ・いじめチェックシート **別紙 2**
- ・校内外巡回指導
- ・登校指導
- ・欠席、遅刻、早退の状況
- ・保健室利用の状況

(3) 保護者との連携

- ・配付物・通信等
- ・電話連絡
- ・家庭訪問
- ・三者面談

(4) 関係機関との連携

- ・警察・医療機関等との定期的な情報交換

(5) その他

- ・公的機関での相談 **別紙 3**
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の派遣

5 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応が求められる。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、関係生徒・保護者が納得する解決を目指す。

なお、いじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

(1) いじめられている生徒・保護者への対応

被害者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。生徒・保護者へは、秘密厳守を伝える。

(2) いじめている生徒・保護者への対応

行為の善悪を理解させ、反省を促す。保護者には事実を伝え、生徒とと

もに謝罪をさせる。

(3) 周囲の生徒への対応

当事者だけの問題にとどめず、学校・学年等の全体の問題として考えさせる。傍観はいじめを肯定していることと同じであることを理解させ、抑止する仲裁者への転換を促す。

(4) 法を犯す行為への対応

警察等に相談（場合によっては通報）して協力を求める。

(5) 関係教員

いじめ問題を一人で抱え込むことの無いように、いじめ対策委員会を中心に学校全体で対応する。

(6) 説明責任

校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。

(7) 行政機関等との連携

必要に応じて協力を求めるなど、日常的に情報共有を行う。

(8) いじめの解消

いじめの解消は、「いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること」、「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこと。

(9) いじめ解消後

生徒の観察を続け、定期的に面談を行う。保護者と継続的に連絡を取る。

(10) 早期発見・事案対処マニュアル

いじめへの組織的対応（早期発見—解決に向けた対応—解消）

別紙4

6 ネットいじめへの対応

インターネット上のいじめは、大人の目に触れにくく発見しにくいことから、生徒に対する情報モラル教育を一層充実させるとともに、保護者に対する啓発活動に取り組む。

ネットいじめとは、文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどのことで、犯罪行為であり、決して許してはいけない。被害の拡大を防ぐために、直ちに関係機関と連携し対応する。

(1) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリングの促進
- ・保護者の見守り

イ 情報モラルの涵養に向けた教育の充実

ウ ネット社会についての講話（防犯）の充実

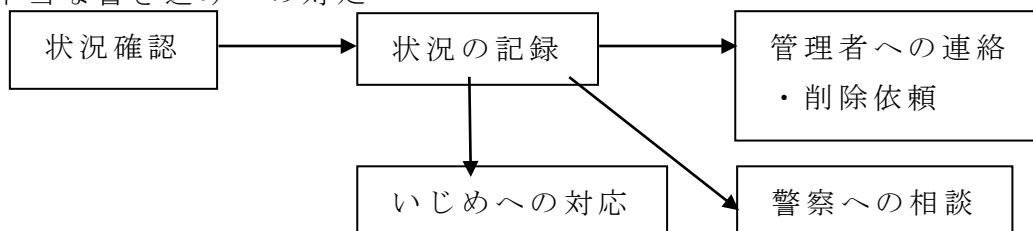
(2) ネットいじめへの対応

ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え

- ・ 閲覧者からの情報収集
- ・ ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



7 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。いじめ対策委員会が重大事態と判断した場合、いじめ対策委員会を中心に事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、事態の解決にあたる。

(1) 重大事態の判断基準

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。）
- ・ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 問題解決への対応

- ・ 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- ・ 県教育委員会への報告
- ・ いじめ対策委員会に外部の専門家を加えた組織で調査（事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する）
- ・ 警察・医療機関等との連携
- ・ 関係生徒への指導と関係保護者への対応
- ・ 全校生徒への指導
- ・ 同種の事態の発生の防止に役立てるための調査

(3) 説明責任の遂行

- ・ いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- ・ 全校生徒及び保護者への報告
- ・ P T A、後援会及び同窓会への報告
- ・ 学校評議員への報告
- ・ マスコミへの対応
- ・ 学校ホームページへの謝罪文掲載

(4) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることから、学校は、生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

8 いじめ防止のための組織

いじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織する。

(1) 名称

いじめ対策委員会

(2) 構成員

ア 委員長 校長
イ 副委員長 教頭
ウ 委員 生徒指導部主任、各学年主任、養護教諭、
(スクールカウンセラー)

※必要に応じて、いじめを発見した教員、相談を受けた教員、ホームルーム担任、部活動顧問や、外部委員として警察・医療機関・児童相談所などの関係機関の専門家を参集する場合がある。

(3) 役割

ア 三商いじめ防止基本方針の策定
イ いじめの未然防止
ウ いじめへの対応
エ 教職員のための校内研修
オ 年間計画の企画と実施
カ 年間計画進捗のチェック
キ 各取り組みの有効性のチェック
ク 三商いじめ防止基本方針の見直し

9 学校評価

三商いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

(1) 目的

いじめ防止等のための取組みに係わる達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、改善に活用していく。

(2) 評価方法

教職員アンケート及び外部アンケート（生徒・保護者等対象）を実施して、設定した目標に照らした達成状況を評価する。

(3) 評価項目 別紙 5

この方針は平成26年4月1日より実施する。
平成30年3月22日改定
平成30年7月13日改定

学校いじめ防止プログラム

別紙 1

時期	実施内容等	場面	対象	主管
4月	基本方針の確認と共通理解 第1回いじめ対策委員会 1学年オリエンテーション合宿「いじめ」について 保護者への「いじめ防止対策」の説明及び啓発 生徒会による「いじめ防止対策」の活動案検討 第1回登校指導（あいさつ運動） 教育相談活動 生徒指導部会議	職員会議 委員会 学年行事 PTA総会 生徒会 登校時 放課後 週1回会議	教職員 関係職員 生徒 保護者 生徒会 生徒 生徒 関係職員	教頭 生徒指導部 1学年 生徒指導部 生徒指導部 生徒指導部 教育相談委員会 生徒指導部
5月	教育相談活動 生徒指導部会議	放課後 週1回会議	生徒 関係職員	教育相談委員会 生徒指導部
6月	第1回いじめアンケート 第2回いじめ対策委員会 情報モラル講演会 3学年個別面談（6月～7月） 学校評議員会 教育相談活動 生徒指導部会議	学級活動 委員会 学級活動 学級活動 特別委員会 放課後 週1回会議	全校生徒 教職員等 全校生徒 3学年生徒 教職員等 生徒 関係職員	生徒指導部 生徒指導部 生徒指導部 3学年 教頭 教育相談委員会 生徒指導部
7月	第2回登校指導（あいさつ運動） 夏休みの諸注意 1学年三者面談 教育相談活動 生徒指導部会議	登校時 終業式 学級活動 放課後 週1回会議	生徒 全校生徒 1学年生徒 生徒 関係職員	生徒指導部 生徒指導部 1学年 教育相談委員会 生徒指導部
8月	第3回登校指導（あいさつ運動） 教育相談活動 生徒指導部会議	登校時 放課後 週1回会議	生徒 生徒 関係職員	生徒指導部 教育相談委員会 生徒指導部
9月	第2回いじめアンケート 第3回いじめ対策委員会 教育相談活動 生徒指導部会議	学級活動 委員会 放課後 週1回会議	全校生徒 教職員等 生徒 関係職員	生徒指導部 生徒指導部 教育相談委員会 生徒指導部
10月	第4回登校指導（あいさつ運動） 教育相談活動 生徒指導部会議	登校時 放課後 週1回会議	生徒 生徒 関係職員	生徒指導部 教育相談委員会 生徒指導部
11月	教育相談活動 生徒指導部会議	放課後 週1回会議	生徒 関係職員	教育相談委員会 生徒指導部
12月	第5回登校指導（あいさつ運動） 冬休み諸注意 教育相談活動 生徒指導部会議	登校時 終業式 放課後 週1回会議	生徒 生徒 生徒 関係職員	生徒指導部 生徒指導部 教育相談委員会 生徒指導部
1月	2学年三者面談 生徒会リーダー研修会 教育相談活動 生徒指導部会議	学級活動 地区協議会 放課後 週1回会議	2学年生徒 各校生徒会 生徒 関係職員	2学年 生徒指導部 教育相談委員会 生徒指導部
2月	学校評議員会 教育相談活動 生徒指導部会議	特別委員会 放課後 週1回会議	教職員等 生徒 関係職員	教頭 教育相談委員会 生徒指導部
3月	第3回いじめアンケート 第4回いじめ対策委員会 いじめ防止基本方針の見直し 教育相談活動 生徒指導部会議	学級活動 委員会 放課後 週1回会議	全校生徒 教職員等 生徒 関係職員	生徒指導部 生徒指導部 教育相談委員会 生徒指導部

いじめチェックシート

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている | <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある |
| <input type="checkbox"/> 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある | <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする |
| <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の生徒が残る |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる | <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある |

いじめられている生徒

- | | |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| ◎日常の行動・表情 | |
| <input type="checkbox"/> 活気はなくおどおどし、話すとき不安な表情をする | <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない |
| <input type="checkbox"/> 早退や1人で下校することが増える | <input type="checkbox"/> 腹痛や体調不良を訴えて保健室へ行きたがる |
| <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなったり、提出期限を守れなくなる | <input type="checkbox"/> 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする |
| <input type="checkbox"/> 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする | <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる |
| <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる |
| <input type="checkbox"/> 時々涙ぐんでいる | <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている |
| <input type="checkbox"/> 発言を強要され、突然個人名が出される | <input type="checkbox"/> にやにや、にたにたしている |
| ◎授業中・休み時間 | |
| <input type="checkbox"/> 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく | <input type="checkbox"/> 1人でいることが多い。 |
| <input type="checkbox"/> 班編制の時に孤立しがちである | <input type="checkbox"/> 教室へいつも送れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる |
| <input type="checkbox"/> 決められた座席と違う場所に座っている | <input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる |
| <input type="checkbox"/> 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない | <input type="checkbox"/> 不真面目な態度、ふざけた質問をする |
| ◎昼食時 | |
| <input type="checkbox"/> すきなものを他の生徒にあげる | <input type="checkbox"/> 他の生徒の机から机を少し離している |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする | <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる |
| <input type="checkbox"/> 1人で食べていることが多い | <input type="checkbox"/> 笑顔がなく、黙って食べている |
| ◎清掃時 | |
| <input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている | <input type="checkbox"/> 1人で離れて掃除をしている |
| <input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる | <input type="checkbox"/> 掃除をさぼることが多くなる |
| ◎その他 | |
| <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | <input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きされる |
| <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする | <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり、頭髪が乱れたりしている |
| <input type="checkbox"/> ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている | <input type="checkbox"/> 顔や手足に擦り傷やアザがある |
| <input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない | <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友達におごる |

いじめている生徒

- | | |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる |
| <input type="checkbox"/> あからさまに教職員の機嫌を取る | <input type="checkbox"/> 特定の生徒にのみ強い仲間意識を持つ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の生徒に対して威嚇する表情をする |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を使う | <input type="checkbox"/> 友達との会話の中に差別意識が見られる |
| <input type="checkbox"/> お金や物の貸し借りを頻繁に行っている | <input type="checkbox"/> 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている |
| <input type="checkbox"/> 教師が近づくと、急に仲の良いふりをする | <input type="checkbox"/> 教師が近づくと、集団が不自然に分散する |

県内に常設されている相談等のできる主な公的機関

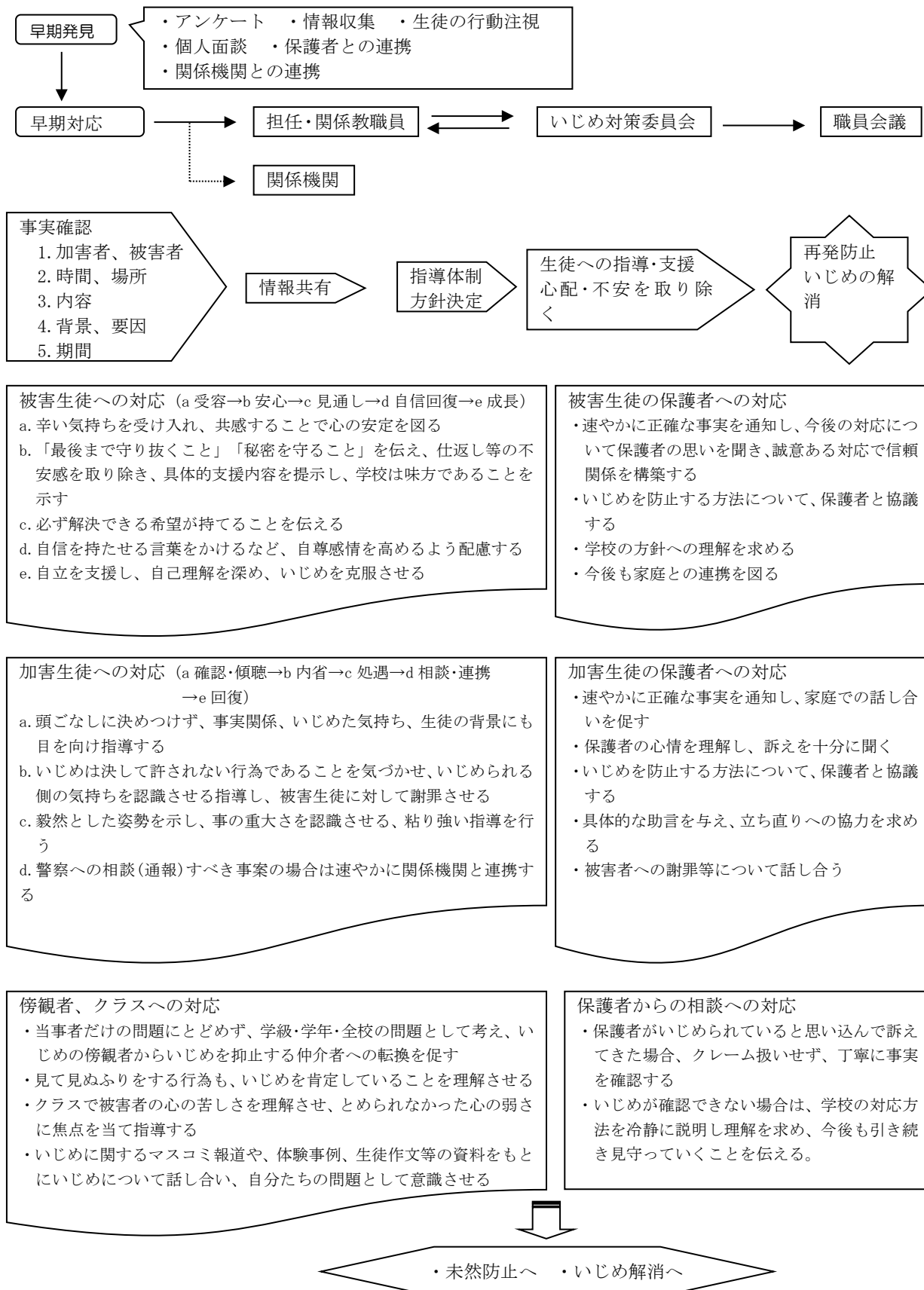
相談窓口名称	運営主体	電話番号等	開設時間	備考
24時間子供SOSダイヤル	県教育庁学校教育課	017-734-9188	毎日(24時間)	生徒・保護者・教職員の、いじめに関する相談。
生徒指導相談		017-722-7434	月～金曜日 8:30～17:00	生徒・保護者・教職員の、いじめ・不登校・学校教育全般に関する相談。
あたたかテレホン		017-777-5222	月～金曜日 8:30～17:00	生徒・保護者の、いじめや不登校、問題行動などの相談。
すこやかほっとライン	県総合社会教育センター	017-739-0101	火・木曜日 13:00～16:00	小・中・高校生を持つ親を対象に家庭教育全般にわたる相談。
一般教育相談	県総合学校教育センター	017-728-5575	月～金曜日 8:30～17:00 (来所相談) 9:00～17:00	生徒・保護者・教職員の、子どもの成長過程で起こるさまざまな教育上の問題に関する相談。(心身の発達、学業、性格や行動、進路や適性、家庭教育、学校教育、不登校)
こころの教育相談センター			月～金曜日 10:00～15:00	生徒の、不登校からの自立援助のための適応相談・適応指導。
こころの電話	県立精神保健福祉センター	017-787-3957 017-787-3958	月～金曜日 9:00～16:00	こころの悩み、こころの病気などについて、電話相談員が対応。匿名可。より詳しく相談されたい場合は来所相談や診察の予約あり。
ひきこもり			月～金曜日 9:00～12:00	ひきこもり、家庭内暴力、拒食、過食など、思春期に起こりがちな問題についての相談(こころの電話で予約受付)。
こころのホットライン	八戸児童相談所 [三八地域県民局地域健康福祉部]	0178-27-2271	月～金曜日 8:30～17:15	養育上の悩みや非行など。
こころのホットライン	七戸児童相談所 [上北地域県民局地域健康福祉部]	0176-60-8086	月～金曜日 8:30～17:15	養育上の悩みや非行など。
子ども虐待ホットライン	各児童相談所	0120-78-6552	毎日	養育上の悩みや非行など。
ヤングテレフォン	県警本部少年課	0120-58-7867	月～曜日 8:30～17:00	こころの悩みや困りごと、非行や被害など。 ★ヤングメール★ 受付は、24時間。 回答は、2～3日後にメールで回答(土、日、祝日、年末年始以外)。お急ぎの方は、ヤングテレホンまたは最寄りの警察署へご相談を。 【メールアドレス】 youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp
家庭(児童)婦人等相談(子ども家庭課)	八戸市福祉事務所	0178-43-2111	月～金曜日 9:00～16:00	家庭、児童、生徒及び女性問題に関する相談。
健康推進課	十和田市保健センター	0176-25-1181	月～金曜日 8:30～16:00	子育てに悩む方や、その方のことを心配しているご家族や友人を支援する相談窓口。
子ども人権110番	青森地方法務局	0120-007-110	月～金曜日 8:30～17:15	子どもの人権一般についての相談。
人権相談	青森地方法務局 八戸支局	0178-24-3351	月～金曜日 8:30～17:15	子どもの人権一般についての相談。
人権相談	青森地方法務局 十和田支局	0176-23-2571	月～金曜日 8:30～17:15	子どもの人権一般についての相談。

※祝日や年末年始は休業の場合があります

早期発見・事案対処マニュアル

いじめは未然に防ぐことが最良であるが万一発見した場合にはいじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。特定の教職員が一人で抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。

取り組みにあたっては迅速な対応を心懸け、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態、加害者・被害者の意識にズレのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関と連携の上、慎重に対応する。



いじめに関する評価項目

- (1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
 - ① 三商いじめ防止基本方針の内容やいじめ対策組織の存在が周知されている。
 - ② 相談窓口の設置や相談の流れ等、相談体制が整備されている。
 - ③ 年間を通して、いじめ防止の取組みが実施されている。
- (2) 早期発見・事案対処の手立て
 - ① 定期的または必要に応じたアンケートを実施している。
 - ② 個人面談や保護者面談を実施している。
 - ③ いじめ事案の対処が適切に行われている。
- (3) 教員の資質向上
 - いじめに関する校内研修を実施している。